

## は　じ　め　に

私たちが住んでいる地域には、一人暮らしをしている高齢者や体の不自由な人、可児市の未来を担う子ども達など、あらゆる人たちが生活を共にしています。しかしここ数年、核家族化が進み、家族間の関りや地域の人間関係は希薄になり、地域の生活課題は複雑化、多様化しています。

市では、令和元年度から高齢者の孤立を防止するため、民生委員・児童委員の協力を得ながら訪問活動を行ってきました。令和5年度からは医療や地域とのつながりのない可能性がある健康状態が不明の高齢者を対象に訪問し、一人暮らしの高齢者や高齢世帯の見守りをしています。

また、「住みごこち一番・可児」の実現のため、令和6年4月から8年間の「第4期可児市地域福祉計画・可児市地域福祉活動計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療、介護、地域の見守りや支え合いを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる充実・推進や、従来の高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉という分野の枠を超えた包括的な支援体制の構築を掲げています。

この冊子は、可児市の福祉を取り巻く状況を皆様にお伝えするために、本市の福祉行政の現状を資料としてまとめたものです。今後の社会福祉事業の推進の一助になれば幸いです。

# 人 口

## I. 人口の推移（国勢調査）

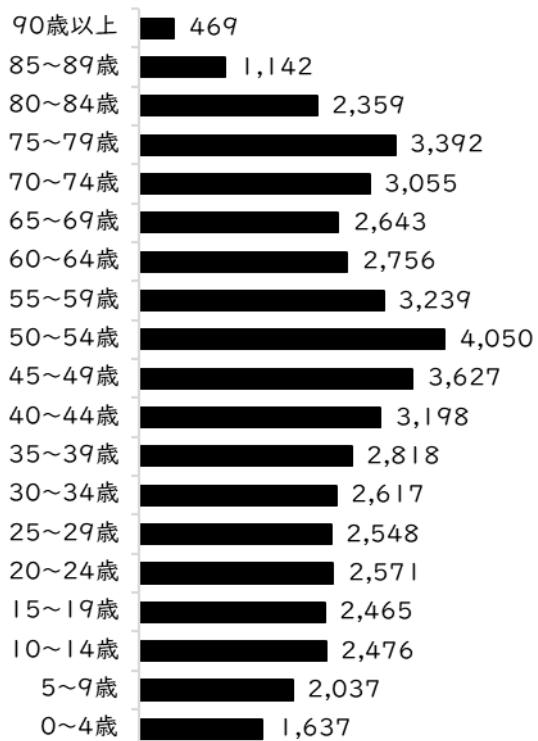
可児市の人口

(単位：人)

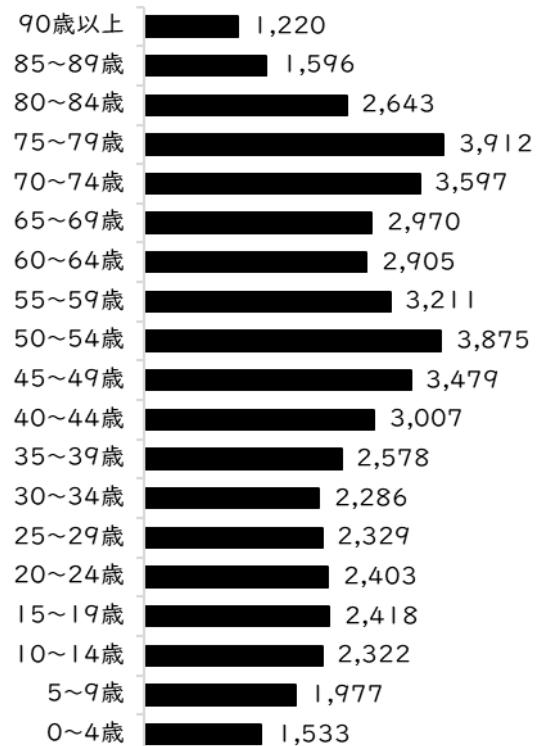
区分	年少人口 0~14歳	生産人口 15~64歳	老人人口 65歳以上	年齢不詳	総人口
平成 12年	14,476	65,325	11,825	26	91,652
平成 17年	14,604	67,776	15,298	8	97,686
平成 22年	14,240	63,414	19,574	208	97,436
平成 27年	13,756	59,429	25,000	510	98,695
令和 2年	12,971	58,949	28,048	0	99,968

## 2. 人口ピラミッド（令和7年4月1日現在）

男性:49,099 (単位：人)



女性:50,261 (単位：人)



## 福祉事務所事務概要

### 福祉事務所

生活に困っている人、児童、老人、母子家庭及び寡婦、父子家庭、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等いろいろな問題を持っている人々の相談相手となり、援護、育成又は更生に関する事務を行うところです。

### 業務内容（社会福祉六法を中心とした次の業務を行っています）

#### （1）生活保護法関係

- ・生活苦や病気などで困っている要保護者の面接相談、生活相談、保護の実施

#### （2）子ども・子育て支援法・児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律関係

- ・保育園、母子生活支援施設、児童福祉施設など施設への入所・通所及び子どもの問題全般に関する相談指導、相談支援

#### （3）障害者総合支援法関係

- ・障がい者が自立した生活が営めるよう、補装具や自立支援医療、自立支援給付や地域生活支援事業の実施

- ・相談支援、権利擁護のための援助

#### （4）身体障害者福祉法関係

- ・身体障害者手帳の受付や交付など身体障がい者福祉に関する相談指導

#### （5）知的障害者福祉法関係

- ・療育手帳の受付や交付など知的障がい者福祉に関する相談指導

#### （6）精神保健福祉法関係

- ・精神障害者保健福祉手帳の受付や交付など精神障がい者福祉に関する相談指導

#### （7）母子及び父子並びに寡婦福祉法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係

- ・母子父子寡婦福祉資金の貸し付け、就労支援など母子父子寡婦福祉に関する相談指導

- ・DV被害者の保護、女性男性問題全般に関する相談指導

#### （8）老人福祉法関係

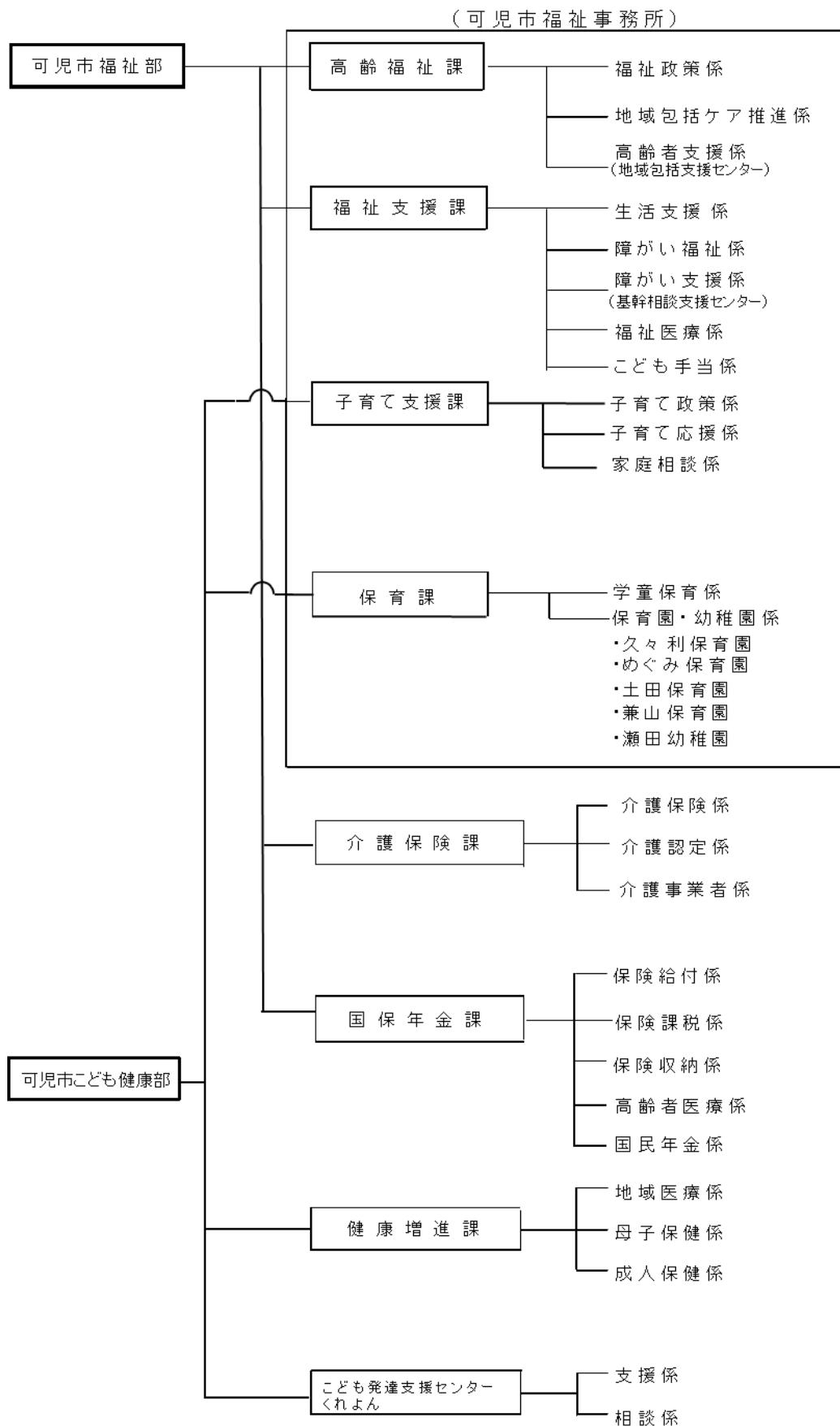
- ・養護老人ホームへの入所、在宅福祉制度など老人福祉に関する業務の実施、相談指導

#### （9）介護保険法関係

- ・介護保険法による要介護認定手続、介護保険料賦課徴収、介護サービス給付及び地域支援事業の実施

#### （10）その他

- ・福祉医療費助成、生活一般に関する相談、関係機関への照会及び斡旋など



## 高齢福祉課

福祉政策係	地域包括ケア推進係	高齢者支援係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉施策の企画調整</li> <li>・老人クラブ連合会</li> <li>・敬老事業</li> <li>・老人福祉法による措置等</li> <li>・在宅福祉サービスの給付</li> <li>・民生委員児童委員</li> <li>・成年後見制度中核機関</li> <li>・社会福祉法人の指導・監査</li> <li>・福祉センター、老人福祉センター（管理・運営・指定管理）</li> <li>・重層的支援体制整備事業に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの推進</li> <li>・介護予防及び日常生活支援総合事業</li> <li>・生活支援体制整備</li> <li>・在宅医療及び介護の連携推進</li> <li>・高齢者孤立防止事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター</li> <li>・認知症施策</li> <li>・高齢者の権利擁護</li> <li>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業</li> </ul>

## 福祉支援課

生活支援係	障がい福祉係	障がい支援係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護法による保護の決定及び実施</li> <li>・行旅病人及び行旅死亡人の取扱い</li> <li>・生活困窮者の自立支援</li> <li>・戦没者遺族等の援護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに係る計画策定</li> <li>・障がい者手帳業務</li> <li>・障がい者に対する各種制度に関する業務</li> <li>・障がい福祉に係る団体、事業所に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の地域生活支援に関する業務</li> <li>・障がい者の相談支援に関する業務</li> <li>・障がい者の差別解消、虐待防止に関すること</li> <li>・自殺対策</li> </ul>

福祉医療係	こども手当係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉医療費助成（重度心身障がい者、子ども、母子家庭等、父子家庭）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の諸手当（児童手当・児童扶養手当）</li> <li>・未熟児養育医療</li> </ul>

## 子育て支援課

子育て政策係	子育て応援係	家庭相談係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援政策</li> <li>・子育て健康プラザ</li> <li>・児童センター・児童館</li> <li>・ファミリー・サポート・センター</li> <li>・絆る～む</li> <li>・地域子育て支援拠点</li> <li>・利用者支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する学びの支援</li> <li>・家庭教育</li> <li>・子どものいじめ防止</li> <li>・子どもの発達に係る相談及び支援（こども応援センターぱあむ）</li> <li>・不登校支援室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭児童相談</li> <li>・ひとり親家庭支援</li> <li>・児童虐待防止、DV対応（女性保護）</li> <li>・スマイルママ訪問事業</li> <li>・こども家庭センター</li> </ul>

## 保育課

学童保育係	保育園・幼稚園係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・キッズクラブ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園</li> <li>・幼稚園（教育指導を除く）</li> </ul>

## 介護保険課

介護保険係	介護認定係	介護事業者係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の資格管理</li> <li>・介護保険料の賦課及び徴収</li> <li>・介護保険の給付管理</li> <li>・介護保険事業計画の策定及び進捗管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定申請受付</li> <li>・認定調査</li> <li>・介護認定審査会</li> <li>・市町村審査会（障害支援区分認定審査会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者の指定、変更届等の受付け</li> <li>・介護サービス事業者の指導、相談</li> </ul>

## 令和7年度 予算の概要

**民生費の推移**

(単位:千円)

年度	一般会計 予算額	民生費 予算額	構成比 (%)	年度	一般会計 予算額	民生費 予算額	構成比 (%)
28	31,410,000	10,890,412	34.7	3	29,380,000	11,299,037	38.4
29	33,450,000	11,019,957	32.9	4	29,850,000	11,939,537	40.0
30	32,680,000	11,046,969	33.8	5	31,830,000	12,184,122	38.3
R1	31,450,000	11,029,854	35.0	6	34,940,000	13,595,689	38.9
2	31,550,000	11,266,972	35.7	7	38,530,000	15,129,746	39.3

**令和7年度一般会計目的別歳出構成**

(単位:千円)

項目	予算額	構成比 (%)	項目	予算額	構成比 (%)
議会費	268,227	0.7	土木費	3,772,937	9.8
総務費	5,214,835	13.5	消防費	1,647,600	4.3
民生費	15,129,746	39.3	教育費	6,363,716	16.5
衛生費	2,661,421	6.9	公債費	2,071,369	5.4
労働費	20,443	0.1	予備費	50,000	0.1
農林水産業費	634,981	1.6	計	38,530,000	100.0
商工費	694,725	1.8			

## 令和7年度福祉関係予算額(民生費)

(単位:千円)

項目	予算額	項目	予算額
社会福祉費	社会福祉総務費	児童福祉総務費	790,995
	老人福祉費	児童運営費	4,035,768
	障がい者福祉費	児童館費	77,194
	障がい者自立支援費	保育園費	618,498
	福祉医療費	学童保育費	238,605
	福祉センター費	こども発達支援費	150,012
	国民年金事務費	小計	5,911,072
	老人福祉センター費	生活保護費	生活保護総務費
	後期高齢者医療費		扶助費
	物価高騰重点支援給付金給付費		小計
災害救助費	小計	災害救助費	300
		小計	300
		合計	15,129,746

## 令和7年度 介護保険特別会計予算の概要

市では、介護保険法第3条第2項の規定により介護保険の運営に要する経費を計上するため、介護保険特別会計を設置しています。

また、平成18年度から、介護給付、地域支援事業などの経費を計上する保険事業勘定と、指定介護予防支援事業の経費を計上する介護サービス事業勘定に区分して執行しています。

令和7年度予算額は、保険事業勘定が82億5,100万円、介護サービス事業勘定が880万円です。

### 保険事業勘定

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
保 険 料	1,976,000	総 務 費	125,484
分担金及び負担金	10,148	保 険 納 付 費	7,553,600
使用料及び手数料	10	地 域 支 援 事 業 費	556,577
国 庫 支 出 金	1,633,772	基 金 積 立 金	3,334
支 払 基 金 交 付 金	2,109,359	諸 支 出 金	2,005
県 支 出 金	1,139,589	予 備 費	10,000
財 産 収 入	3,334		
繰 入 金	1,366,691		
繰 越 金	11,805		
諸 収 入	292		
合 計	8,251,000	合 計	8,251,000

### 介護サービス事業勘定

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款	予 算 額	款	予 算 額
サ ー ビ ス 収 入	8,523	事 業 費	8,523
繰 越 金	277	予 備 費	277
合 計	8,800	合 計	8,800